

審査基準整理票

処分名	雄琴温泉の給泉の許可		
根拠法令名	大津市雄琴温泉供給条例 (昭和34条例第26号)	(条項) 第9条	
基準法令名	大津市雄琴温泉供給条例 (昭和34条例第26号)	(条項) 第7条	
所管部署	産業観光部 観光振興課 観光施設グループ		
標準処理期間	14日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載 <p>大津市雄琴温泉供給条例（以下「条例」という。）第9条に規定する給泉の許可基準は、次に掲げる全ての事項に適合することとする。</p> <p>(1) 条例第7条に規定する施設へ給泉するものであり、かつ、同条に規定する用途に温泉を使用するものであること。</p> <p>(2) 温泉の使用の目的及び事業内容が、本市の観光振興に寄与するものであること。</p> <p>(3) 温泉を第三者へ転売し、若しくは無償で提供するおそれがないこと。</p> <p>(4) 温泉の使用により、公益上の支障を生じ、又は生じるおそれがないこと。</p> <p>(5) 他の温泉の使用者のその使用を著しく阻害しないこと。</p> <p>(6) 本市の給泉の管理に支障を生じないこと。</p> <p>(7) 給泉量が、次に掲げる事項に適合するものであること。</p> <p>① 施設の整備計画、類似施設の実績（継続申請の場合にあっては当該施設における使用実績）等、客観的かつ合理的な数値をもって算定されていること。</p> <p>② 許可の申請時において、本市の供給可能量を超えるものでないこと。</p>			

【根拠法令】

大津市雄琴温泉供給条例

(給泉の許可)

第9条 市長が前条の申請を受けたときは、温泉の湧出状況その他を調査の上これを許可する。ただし、温泉量の不足その他の理由により給泉量の制限又は給泉の保留若しくは拒否をすることがある。

【基準法例】

大津市雄琴温泉供給条例

(給泉の対象となる施設及び用途)

第7条 市は、旅館その他市長が適当と認める施設において内湯の用に供する場合に限り、給泉するものとする。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。